

「千葉市保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例」の一部改正（案）の概要

1 改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症対策に関して、感染症等発生時の事業継続計画の策定、感染症の発生及びまん延の予防等に関する取組の徹底等について、厚生労働省令（以下「省令」いう。）の改正に伴い、保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正することを予定しています。

なお、本市が基準を定めるに当たっては、省令に準拠することとします。

2 主な改正内容

(1) 感染症や災害の発生時における業務継続計画の策定等

利用者に対する適切な処遇を継続的に実施できる体制を構築する観点から、業務継続計画の策定、研修及び訓練の実施等を義務付ける。

(2) 感染症や食中毒の発生の予防、まん延の防止

感染症や食中毒が発生し又はまん延しないよう、対策を検討する委員会の定期的な開催、指針の整備、研修及び訓練の定期的な実施等を義務付ける。

(3) 避難等の訓練における地域住民との連携

災害の対応においては、地域との連携が不可欠であることから、避難等の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないこととする。

(4) 適切なハラスメント対策

職場におけるセクシャルハラスメントやパワーハラスメントにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を義務付ける。

3 施行期日

令和3年8月1日（2（1）及び（2）については経過措置あり）

4 今後のスケジュール

令和3年4月26日～ パブリックコメント手続の実施

令和3年第2回定例会に議案上程

8月1日 改正条例施行

※ 保護施設等

生活保護法に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設及び社会福祉法に規定する授産施設を経営する事業であり、千葉市内には1つの救護施設があります。